



# 平成18年度固定資産税

## ～評価額に応じた税負担の均衡化～

本年度は、地方税法に定められた固定資産税の3年に一度の評価替えの基準年度にあたります。評価替えは、過去3年間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直す作業です。評価替えの年度に町税務課によくお尋ね、相談のある質問事例を掲載します。

**Q 地価は下がるのに税金はなぜ下がらないのですか？**

**A** 固定資産税の課税標準額(税金算定の基となる価格)は、今年度の土地の価格(評価額)の70%と定められておりますが、前年度の課税標準額が今年度の価格の70%を下回る場合、今年度から次のように負担の調整をしております。

- ①前年度の課税標準額が、今年度の価格の60～70%の場合  
⇒前年度の課税標準額を据え置きます。
- ②前年度の課税標準額が、今年度の価格の60%未満の場合  
⇒価格の60%に達するまで、価格の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。  
このように地価は下がっても課税標準額が価格の60%に達していない土地では、税金が下がらないこととなります。

**Q 土地の地目等が誤っていたらどうしたらいいのですか？**

**A** 固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の土地・家屋・償却資産の所有者が、その固定資産の価格をもとに課税され市町村に納める税金で、毎年4月に固定資産税の納税通知書とともに課税明細書も送付されます。

そのうち土地の固定資産税の課税については、台帳課税主義がとられており、土地に対する課税は、土地登記簿の登記内容にしたがって賦課をしています。

しかし、実際の課税においては、土地登記簿上の地目(又は地積)と現況における地目(又は地積)とが異なる場合があります、このため、地目については現況調査により1月1日(賦課期日)現在の現況により課税をしています。

もし、ご質問のように土地の地目等が誤っていた場合には、申し出により再度現況調査を行うこととなります。その結果誤りがあったことにより税の還付が生じることもありますので、課税明細書など十分ご確認ください。過去においても税の還付となった事例もありますので、十分なご確認をされ、また、お気軽に相談されることが大切です。

